

構造用パネルについての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表

○構造用パネルについての検査方法（昭和62年4月27日農林水産省告示第500号）

（下線部分は改正部分）

構造用パネルについての検査方法（平成25年11月28日農林水産省告示第2908号）	旧
<p>1 検査を分けて物理検査（<u>常態剝離試験</u>、<u>煮沸剝離試験</u>、含水率試験、常態曲げ試験、湿潤曲げ試験、吸水厚さ膨張率試験、釘接合せん断試験、釘引き抜き試験又はホルムアルデヒド放散量試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査で<u>あつて</u>物理検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2～8 （略）</p>	<p>1 検査を分けて物理検査（<u>常態はくり試験</u>、<u>煮沸はくり試験</u>、含水率試験、常態曲げ試験、湿潤曲げ試験、吸水厚さ膨張率試験、釘接合せん断試験、釘引き抜き試験又はホルムアルデヒド放散量試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査で<u>あつて</u>物理検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2～8 （略）</p>